

令和元年第５回岐阜県議会定例会における審議結果について

１ 会期

令和元年１２月３日（火）～１２月１９日（木）（１７日間）

２ 審議結果

次の議案が１２月３日に提出され、教育警察委員会に付託された。

○議第１３７号

令和元年度岐阜県一般会計補正予算のうち歳出予算補正中教育警察委員会関係

※１２月１６日の教育警察委員会での審議を経て、１２月１９日本会議で可決された。

３ 一般質問・議案に対する質疑の状況

月 日	議員名	質 問 事 項
１２月１１日	森 正弘 （自 民）	○防災・減災対策の推進について ・大川小の津波避難訴訟の教訓を生かした学校防災の見直しについて
	野村 美穂 （県 民）	○ギフテッド教育の推進について ○教員間のハラスメント防止に向けた県教育委員会の取組みについて ・校長同士の協議による教員の人事異動について ・ハラスメント防止に向けた取組状況について ①郡上特別支援学校の事案を踏まえたハラスメント防止対策について ②神戸市教員の事案への課題認識と県教育委員会の取組みについて ・ストレスチェックの完全実施と高ストレス教職員の医師面談の徹底について
１２月１２日	水野 吉近 （公 明）	○多言語音声翻訳システム等ＩＣＴを活用した教育の充実について ○学校における法教育の充実について

	高木 貴行 (県 民)	○県立高等学校のあり方について ・再編統合の有無について ・小規模校における課題認識について ・小規模校の課題を踏まえた取組みについて
12月13日	長屋 光征 (自 民)	○小中学校教科書の採択状況と採択地区協議会 への働きかけについて
	中川 裕子 (共 産)	○障がい者雇用について ・教育委員会における取組みとサポート体制 について

○森 正弘 議員（自民・海津市）

12月11日（水）

○防災・減災対策の推進について

・大川小の津波避難訴訟の教訓を生かした学校防災の見直しについて

教育長答弁

今回の最高裁の判断では、子どもたちの尊い命を守るために、各学校が果たすべき事前防災や安全確保の義務と併せて、教育委員会から学校への指示や指導の責務が明らかにされており、大変重く受け止めているところです。

このため、まず県立学校に対しては、直ちに判決の内容を周知し、県教育委員会が作成したチェックリストをもとに危機管理マニュアルを再点検させ、不備な点があれば速やかに改善するよう指示をいたしました。また、先月には、防災担当者を対象に講習会を開催し、清流の国ぎふ防災・減災センターの専門家を招いて事前防災や防災訓練の実践例を学ばせ、危機管理マニュアルの改善や、命を守る訓練に生かすよう徹底したところです。

同時に、市町村教育委員会に対しても、市町村立学校の危機管理マニュアルの再点検と改善を促し、県がその進捗を確認することとしております。

今後はさらに、防災の専門家や、県の危機管理部門等との連携を強化し、学校防災の不断の見直しを行ってまいります。

○野村 美穂 議員（県民・大垣市）

12月11日（水）

○ギフテッド教育の推進について

教育長答弁

障がいのある子どもや不登校傾向にある子どもの中には、何らかの分野で突出した才能を有していたり、適切な支援を受けることによって大きく開花する可能性を秘めていたりする場合もあり、公教育の場で一人一人の優れた才能や個性を最大限に伸ばすという教育の推進は、これからの教育の重要な視点であると認識しております。

いわゆる「ギフテッド」と呼ばれる子どもたちに対する教育については、渋谷区において、大学と連携して調査・研究が進められています。そこでは、一部の子どもの特に優れた能力を伸ばすだけでなく、学校での学習に不適應を起こしている子どもの特性に応じ、自分の興味関心のあることを追究していく体験型活動や、様々な人との関わり合いを通じてよりよいコミュニケーションのあり方を学ぶ活動などにも力を入れていると伺っております。

また、現在、国では、こうした視点から、特定分野に特異な才能を持つ子どもや障がいのある子どもを含む特別な配慮を要する児童生徒に対する指導及び支援のあり方について検討が進められており、県教育委員会としてはこれらの動向も注視し、子どもたちへのより適切な支援について検討してまいります。

○教員間のハラスメント防止に向けた県教育委員会の取組みについて
・校長同士の協議による教員の人事異動について

教育長答弁

本県における、県立学校及び市町村立学校の教員の人事異動は、法令及び県教育委員会の人事異動方針のもと、県教育委員会の権限に基づき実施しています。

具体的な人事異動の決定は、県立学校に関しては、県教育委員会が行い、市町村立学校に関しては、市町村教育委員会の内申を踏まえて県教育委員会が行っております。

そのため、ご質問のような、校長同士で協議し、個別の教員の人事異動を決めるといったことは行われておりません。

○教員間のハラスメント防止に向けた県教育委員会の取組みについて
・ハラスメント防止に向けた取組状況について
①郡上特別支援学校の事案を踏まえたハラスメント防止対策について

教育長答弁

県教育委員会では、郡上特別支援学校事案のような事態を二度と起こさないという決意のもと、毎年11月を県教育委員会における「過労死等防止啓発月間」と定め、今年度は、県独自に制作した、ハラスメントの具体例を明示した映像や資料をもとに、全ての教職員に対して、一人一人に考えさせる職場研修を実施したところです。

その結果、8割を超える教職員が「自分の言動に気を付けるようになった」、「同僚とお互いの仕事や健康について意識し合えるようになった」と答えるなど、研修の効果が現れつつあります。

また、この月間中に、弁護士による外部相談窓口や、今年度から設置しているハラスメントの専用相談窓口について改めて周知を行い、悩みを抱え込まずに気軽に相談するよう、全ての教職員に呼びかけたところです。

今後も、ハラスメントの防止に向け、徹底した研修や意識を高める取組みの充実を図るとともに、悩みを抱えた教職員がより相談しやすい環境づくりを進めてまいります。

○教員間のハラスメント防止に向けた県教育委員会の取組みについて
・ハラスメント防止に向けた取組状況について
②神戸市教員の事案への課題認識と県教育委員会の取組みについて

教育長答弁

神戸市の事案については、様々な報道がなされておりますが、加害教員の悪質な行為もさることながら、被害教員の相談を受けた校長が事態の深刻さに気付いていなかった点や、そこで把握した情報が、市教育委員会と共有されな

かった点などについて、課題があったのではないかと考えております。

このため先般、県立学校の校長に対し、相談対応マニュアルを改めて周知し、事案を過小評価しないことや、学校で抱え込まず、教育委員会と連携して対応する必要があることを徹底したところです。

また現在、小中学校の教職員についても、外部の弁護士や県教育委員会で相談を受け付け、市町村教育委員会と連携して問題解決にあたるとともに、県立学校に対して徹底した内容の全てを、市町村教育委員会にも提供したところです。

今後も市町村教育委員会に対し、法改正に伴って必要となる、パワーハラスメントに関する相談体制の整備を働きかけるとともに、相談員向け研修の実施などにより、引き続き支援してまいります。

○教員間のハラスメント防止に向けた県教育委員会の取組みについて
・ストレスチェックの完全実施と高ストレス教職員の医師面談の徹底について

教育長答弁

県教育委員会における令和元年度ストレスチェックの受検率は93.7%、また、高ストレスと判定された者のうち8.7%が医師による面談指導を希望し、順次実施しております。

ストレスチェックの受検や医師面談指導の活用を促進するためには、教職員自身のメンタルヘルス不調を未然に防止するために行われるものであるという制度の意義を教職員一人一人が理解するよう、丁寧に働きかけていくことが重要です。このため、教職員に対して制度の内容や目的を示した資料を配付したほか、管理職の理解を促すために全校長に対し説明を行うなど、様々な機会をとらえて周知徹底を図っております。また、未受検者に対して繰り返し制度の意義を伝えて受検を促すほか、高ストレス者一人一人に対し、再三にわたり、医師面談の申出を働きかけているところです。

今後も、こうした取組みを行うとともに、一人一人にストレスチェックのメリットが具体的に伝わるよう情報提供を工夫するなど、より効果的な取組みを行ってまいります。

○水野 吉近 議員（公明・岐阜市）

12月12日（木）

○多言語音声翻訳システム等ICTを活用した教育の充実について

教育長答弁

外国人児童生徒への日本語支援については、本県では、母語支援ができる適応指導員を各教育事務所に配置し、初期の生活で必要となる日本語の指導や、通訳、翻訳、授業での補助を中心に行っていますが、他県や市町の教育現場においては、多言語音声翻訳システムを試行的に導入している事例もあります。

こうした自治体からは、多言語音声翻訳システムは、「教員を補佐する有効なコミュニケーションツールであり、特に、適応指導員がいない場合の対応に有効である一方で、すべての言語に対応できる製品はなく、機械が翻訳しやすい平易な日本語を心掛ける必要があるなど、現時点では、製品の性能や、使用上の課題もある」と伺っております。

このため、県教育委員会としましては、先駆的な自治体の取組みを参考に、多言語音声翻訳システムの効果を研究し、各市町村が、その実情に応じた外国人支援に取り組めるよう、支援のあり方を検討してまいります。

○学校における法教育の充実について

教育長答弁

民法の成年年齢引下げなどを踏まえ、新学習指導要領においては、「法に関する教育」の内容が明示され、学校では、消費者教育や主権者教育等の観点から、法の正しい理解や法的な考え方などを学習することが必要になります。その際、弁護士や司法書士など、法律の専門家に支援を受けることは、社会生活に結び付く実践的な学習が展開できるといった点で、大変有効であると考えております。

現在も様々な取組みが行われており、県立高校では、司法書士を講師に招き、売買や雇用を行う際の契約における権利と義務について学ぶ授業や、小中学校では、弁護士から、子どもたちの生活に身近な法やきまりの役割について話してもらい、ルールを守ることの大切さについて考える授業などに取り組んでいる学校もあります。

今後も、関係部局と連携して、弁護士をはじめとする専門家の関係団体に協力を要請し、各学校における「法に関する教育」が更に充実できるよう取り組んでまいります。

○高木 貴行 議員（県民・多治見市）

12月12日（木）

○県立高等学校のあり方について

・再編統合の有無について

教育長答弁

平成28年3月の県立高校活性化計画策定委員会の「審議まとめ」では、小規模化が懸念される高校の活性化には、地域の主体的な関わりが不可欠として、地元市町村や企業などによる協議会を設置し、各高校の活性化策を検討し実施する必要性と、再編統合に関する一定の基準を設ける必要性が示されました。

これを受け、市町村や学校関係者などとの意見交換会や総合教育会議での議論を重ね、翌29年3月には、教育委員との協議を経て、当面は基準を設け再編統合のみを進めるのではなく、まずは、単独校としての活性化策を徹底的に議論・実施し、その成果を踏まえた上で改めて方向性を決めていくこととした

しました。そして、現在まで、地域とともに活性化の取組みを進めているところです。

一方、今後の県内高校入学者数は、令和10年度までは、年1万7千から8千人で、大きくは変化しない見込みであります。このため、当面は、活性化の取組みを継続し、現時点の、学校の小規模化への対応方策としての再編統合は考えておりません。

しかし、令和11年度以降には、急激な生徒数の減少が見込まれることから、令和6年度からの5年間で計画期間とする次期教育ビジョンの策定に向けては、活性化策の成果を十分に見極めながら、県立高校のあり方について方向性を定めるものと考えております。

○県立高等学校のあり方について

・小規模校における課題認識について

教育長答弁

小規模化による課題としては、ご指摘のように、教員数が減少し多様な選択科目の開講が困難になるなど学習面への影響、生徒の人間関係が固定化し社会性やコミュニケーション能力が身に付きにくいなどの生活面への影響、中長期的な視点での施設・設備の整備計画を立てにくいなど教育環境面への影響のほか、部活動の種類が限定されるなどの影響があると捉えております。

一方、小規模な教育環境を生かして、生徒の個に応じたきめ細かな教育を実現しやすい、様々な活動の場において生徒一人一人がリーダーを務める機会が多くなる、地域の協力を得やすく地域の教育資源を生かした活動を展開しやすいなどといったメリットもあると考えております。

○県立高等学校のあり方について

・小規模校の課題を踏まえた取組みについて

教育長答弁

学習面への影響については、学びの機会を保障するために、1学級標準の40人単位ではなく、例えば、坂下高校においては、3学科を維持しつつ30人ずつの募集とするなど柔軟な定員設定を行っております。さらに、多様な学びを確保するため、ICTを活用した学校間の遠隔授業の取組みについて研究を進めてまいります。

次に、生活面への影響については、生徒が地元企業において企業内実習を実施するなど、社会性やコミュニケーション能力の育成につなげております。また、教育環境面では、生徒の安全確保を第一に、生徒数に合わせた必要な規模の施設整備、部活動については、複数校での合同チームや合同練習の拡大、生徒の希望を踏まえた部活動の再編などの見直しも進めております。

今後こうした取組みを通じて、学校の小規模化による課題に対応してまい

ります。

○長屋 光征 議員（自民・岐阜市）

12月13日（金）

○小中学校教科書の採択状況と採択地区協議会への働きかけについて

教育長答弁

小中学校の教科書採択については、県教育委員会が定める採択基準に基づき、市町村教育委員会が、「教科の主たる教材として最も適切な教科書を採択すること」「採択に関する情報を積極的に公表すること」とされております。

今年度の小学校教科書の採択地区協議会では、「学力調査の結果等からこれまでとは別の教科書の内容の方が適している」「中学校で用いる教科書と異なる発行者でも支障がない」といった議論がなされておりました。採択結果については、全地区同一となった教科もありますが、英語は3つに分かれ、理科や家庭科、道徳では前回と異なる教科書が採択されております。こうしたことから、十分な審議を経て、公正かつ適切に採択されたものと認識しております。

来年度の中学校教科書採択に当たっては、全体のスケジュールを見直し、更に十分な審議期間を設定するなど、より綿密な調査研究や採択審議の充実とともに、一層の公正性・透明性が確保されるよう求めてまいります。

再質問

来年の夏に向けて、公平性の観点も含めて、採択地区協議会にいろいろご指導いただくというようなご答弁でありましたが、これは、以前山本県議や私が質問したときに、松川教育長が答弁されたとき、非常にフワッとすすぎているわけであります。

例えばこれが、こちらの公共事業であったとしたら、大変大きな問題であるわけであります。

一つの会社が6億、4年間で、単純には言えませんが、売り上げを出すというのが、随意契約でもないのに、そういうことが起きていること自体が、私は、大変大きな問題であります。

具体的にどういう指導も含めてしていくのかを、ご質問をさせていただきたいと思っておりますので、ご答弁をよろしくお願いいたします。

教育長答弁

平成31年3月、国の通知がございます。教科書採択に当たっては十分な審議や調査研究を経ずこれまでの慣例のみによって決定されたり、事実上、一部の特定の教師のみによって決定されたりすることのないよう採択手続の適正化が求められております。

この内容を、新たに県教育委員会の採択基準に盛り込むことを検討するなど、市町村教育委員会に対しては、一層の公正性・透明性が確保されるよう求めてまいりたいと思っております。

また、採択協議会のスケジュール感につきましても、できるだけ、採択地区それぞれでですね、調査研究をする時間が取れるように見直しを図るように取り組んでいきたいというふうに思っております。

○中川 裕子 議員（共産・岐阜市）

12月13日（金）

○障がい者雇用について

・教育委員会における取組みとサポート体制について

教育長答弁

県教育委員会で共に働く障がいのある職員が活躍できる職場環境づくりを進めることは、重要なことと認識しております。

このため、これまでも、障がいの特性に合わせて業務の内容を切り出し、きめ細かく業務の進め方をサポートしてきました。併せて、今年度から、県教育委員会の担当職員が、県立学校など、障がいのある職員が働く現場を訪問し、直接、本人や所属の職員から相談を受け、職場環境の改善につなげる取組みも始めたところです。

また、先月には、県総合教育センター内に設置する「就労オフィス」の担当職員1名を、「障害者職業生活相談員」として選任し、オフィスのスタッフからの相談にあっております。さらに来年度から、相談員を2名に増員し、各所属の担当職員からの相談への対応や、障がいのある職員が働く職場への定期的な巡回相談を新たに行うなど、サポート体制の充実を図ってまいります。

今後も、こうした取組みを通じて、障がいのある職員と共に働きやすい職場環境の整備に努めてまいります。